

為替自動振込利用規定

第1条(契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

第2条(振込指定項目の届出)

自動振込のお取扱いに当っては、予め振込期間・振込日・振込金額・受取人等をご指定のうえ当金庫へお届けください。

当金庫は、指定された振込月日に指定金額を指定預金口座から引落しのうえ受取人へ振込いたします。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

第3条(手数料)

このお取扱いにあたっては、店頭表示の為替自動送金手数料(以下手数料といいます)をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭表示、ホームページまたその他相当の方法で公表し、個別の通知は省略させていただきます。

第4条(振込日)

振込日が休日の場合は、自動振込依頼書表記のご選択に従い処理いたします。なお、指定振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって振込日といたします。

第5条(振込金額)

振込金額は指定された金額といたします。

第6条(指定預金口座からの引落し)

(1) 指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定、貯蓄預金規定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに当金庫所定の方法により処理いたします。

なお、第3条の手数料についても同様の方法により処理いたします。

(2) 指定預金口座の残高が、振込日の14:30までに振込金額と第3条の手数料との合計金額に満たないときは、特に通知はせずにその月の振込は取り止めいたします。なお、振込日に指定預金口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。

(3) 当金庫の責によらない通信機器、回線の障害などやむを得ない事由によって振込が遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。

第7条(為替発信後の資金返却)

振込を行なった結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金できない場合

は、支払元預金口座へ振込金額を返却します。その際、第3条の手数料は返却いたしません。
なお、次回以降の振込の取り止め等が必要な場合は、第8条に従い届出てください。

第8条（振込の取り止め・一時停止・変更等）

振込の取り止め・一時停止・変更等の申し出は、振込指定日の前営業日までの受付となります。

- (1) 振込を取り止める場合は、お客様控の下欄廃止届を提出して下さい。
- (2) 振込の内容等を変更する場合は、お客様控の下欄廃止届を提出して新たに変更した内容の取扱いをお届けください。
- (3) 振込を一時停止する場合は、支店窓口で「自動振込一時停止届」に記入して提出して下さい。

なお、お届け出前の振込については当金庫はその責任を負いません。

第9条（解約）

- (1) この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。
- (4) 暴力団排除条項による解約

お客様は、現在、次の①または②のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。また、お客様は、自らまたは第三者を利用して次の③のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

お客様は、次の①から③までのいずれかに該当したとき、または①もしくは②についての表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、当金庫との取引が停止され、または通知により、取引が解約されても異議を唱えないものとします。

なお、これによりお客様に損害が生じた場合でも、当金庫に何らの請求をしないものとします。また、当金庫に損害が生じたときは、お客様がその責任を負うものとします。

①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）

②次の各号のいずれかに該当するもの

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E その他前各号に準ずる行為

(5) 前各項の解約通知は省略させていただきます。

第10条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、振込規定等により取扱います。

第11条（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢等諸般の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上